

第3章 計画の基本的な考え方

1. 川西市の障がい者施策が目指す姿（基本理念）

障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現するため、自らの意思に基づいて行動を選択するという個人の確立、そして、一人ひとりがお互いの個性や人格を理解したうえで互いに支え合いながら生きていく共生の実現、これらの二つの考え方が、基本的な概念として提示されています。

これまで本市では、「障がい者一人ひとりの誇りあるまちづくり」との基本理念を掲げ、数々の施策を展開してきましたが、この度、より中長期的な視点に立って計画の改定を行うにあたり、基本理念の見直しを行うこととしました。

見直しにあたっては、協働のまちづくりの観点から、市民ワークショップを通じて、「将来の川西市はこうなっていてほしい」「将来に向けて自分はこんなことができる」といった、「川西市の将来像」を検討していただきました。

ご参加いただいたみなさまからは、「個人の意思の尊重」「相互理解の促進」「安心して暮らせる地域環境の構築」といった点を重視するご意見を多くいただきました。

これらを踏まえ、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

みんなとつながる 安心と共生のまち

2. 計画の基本目標

本計画では、「みんなとつながる 安心と共生のまち」という基本理念の実現を目指して、以下の4つの基本目標を柱に各施策の展開を図ります。

1. とともに支え合うことのできる地域づくり
2. 本人の意思を尊重した社会参加の促進
3. 安心して暮らすためのサービスの充実
4. 障がい児支援の充実

基本目標 1 とともに支え合うことのできる地域づくり

障がい者対象アンケートでは、障がい者の地域生活への移行において必要なこととして、グループホーム等の施設整備に加えて、住民による受け入れや支え合いの環境が整っていることという意見がありました。また、ワークショップにおいては、障がい者が地域のどこにいてどのようなことに困っているかの把握が困難であり、実際に支援を行うのは難しいという課題が挙げられていました。

本計画では、市民への啓発のほか、地域での交流や福祉コミュニティの形成、福祉活動に携わる人材の発掘や育成を通じて、障がいのある人もない人もともに支え合うことのできる関係づくりを進めていきます。また、すべての市民にとって暮らしやすい地域をつくるために、施設や交通機関などのバリアフリー化を進めていきます。

施策体系

1. 共生のまちづくりの推進 (P.67 ~ 69)
(1) 啓発活動の推進 (P.67)
(2) 地域における障がい者と住民との交流促進 (P.68)
(3) 担い手の育成とネットワーク化 (P.69)
2. 暮らしやすい生活環境の整備 (P.70 ~ 72)
(1) 福祉のまちづくりの推進 (P.70)
(2) 移動・交通対策の推進 (P.71 ~ 72)
(3) 緊急通報体制の整備 (P.72)

評価指標

項目	方向性	現状値 (H28)	目標値 (H34)
地域で高齢者や障がい者・児童等を見守り、支援する仕組みができていると思う市民の割合 (市民実感調査より)	↗	34.2%	40.0%
福祉ボランティア活動に参加したことがある市民の割合 (市民実感調査より)	↗	25.1%	30.0%
自治会やコミュニティ、ボランティアやNPOの地域づくり活動によって、お互いに支え合っていると思う市民の割合 (市民実感調査より)	↗	48.4%	70.0%
ノンステップバス導入率 (市内運行バス台数に係る導入率)	↗	62.7%	70.0%
生活道路が安心して通行できると思う市民の割合 (市民実感調査より)	↗	59.1%	65.0%

基本目標 2 本人の意思を尊重した社会参加の促進

障がい者対象アンケートでは、地域との交流や社会参加を望む声は多くみられるものの、地域住民や職場の理解が十分でないために、生活や働くことに不安を感じ、実際の行動をためらってしまうという課題が明らかとなっています。また、ワークショップでは、利用するサービスや日々の暮らし方を自身で選択することができるよう、障がい者の意思を尊重できる仕組みづくりが重要であるという意見がありました。

本計画では、障がい者が社会で自己実現を果たすために、就労支援や文化活動の促進を図るとともに、障がい者が不安を感じることなく地域で生活したり、社会活動へ参加したりできるよう、また、サービスの選択や社会参加について、自分の考えで意思決定ができるよう、情報提供や意思疎通支援の充実、権利擁護の推進を図ります。

施策体系

1. 就労支援体制の充実 (P.75 ~ 76)
(1) 一般就労の促進 (P.75)
(2) 福祉的就労の推進 (P.76)
2. 社会参加の促進 (P.77 ~ 79)
(1) 情報アクセス・コミュニケーションの支援 (P.77 ~ 78)
(2) 選挙権の行使に係る配慮 (P.78)
(3) スポーツ・芸術文化活動の促進 (P.78 ~ 79)
(4) 社会貢献活動や各種交流活動への参加促進 (P.79)
3. 権利擁護の推進 (P.80 ~ 81)

評価指標

項目	方向性	現状値 (H28)	目標値 (H34)
福祉施設から一般就労への移行者数 (総合計画後期基本計画より)	↗	15 人	27 人
就労移行支援事業の利用者数 (1 か月あたりの実利用人数)	↗	18 人	43 人
一人ひとりの人権が尊重されていると感じている市民の割合 (市民実感調査より)	↗	47.5%	80.0%

基本目標3 安心して暮らすためのサービスの充実

障がい者対象アンケートでは、「親亡き後」に向けて障がい者の自立を支援するサービスや、高齢障がい者の外出を支援するサービス、地域移行の受け皿としてのグループホームの充実など、サービスに対する多様なニーズがみられました。また、ワークショップにおいては、緊急時にも対応できるような相談体制の構築や、障がい者の保護者にも配慮したサービスの充実を求める声も上がっていました。

本計画では、障がい者の日常生活を支える生活支援サービスや保健・医療サービス、その他サービスの質や量を充実させるとともに、利用者目線の適切なサービス提供体制を整備し、障がい者が地域で安心して暮らすことのできる支援体制の構築を進めます。

施策体系

1．相談支援体制と情報提供の仕組みの整備（P.84～85）
（1）相談・情報提供の拠点の充実（P.84）
（2）身近な地域での相談・情報提供体制の整備（P.85）
2．生活支援施策の充実（P.86～90）
（1）障害福祉サービス等の充実（P.86～87）
（2）福祉用具の普及促進（P.88）
（3）経済的支援策の推進（P.89～90）
（4）居宅生活の支援（P.90）
3．保健・医療サービスの充実（P.91～93）
（1）障がいの予防、早期発見及び機能訓練体制の充実（P.91）
（2）障がい者医療の充実（P.92）
（3）精神保健対策の推進（P.93）

評価指標

項目	方向性	現状値 (H28)	目標値 (H34)
グループホームの利用者数 (1か月あたりの実利用人数)	↗	80人	114人
相談支援専門員の数 (市内の相談支援事業所に在籍している人数)	↗	17人	25人
施設入所者の地域生活への移行者数 (総合計画後期基本計画より)	↗	0人	3人

基本目標 4 障がい児支援の充実

障がい者対象アンケートでは、社会的な自立を促進するサービスに対するニーズが集中している一方で、レスパイトケアとしての側面も持つサービスに対するニーズも大きくなっていました。本市の障がい児の人数は増加傾向にあるため、障がい児を支援するサービスの需要は今後さらに増加していくことが想定されます。また、ワークショップにおいては、障がい児を対象とした各種サービスの質や量の確保に加えて、ライフステージに応じたきめ細やかな対応が必要であるという意見もみられました。

本計画では、障がいの有無に関わらず、すべての子どもがともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するため、保健や医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図り、障がい児が、乳幼児期から学校卒業まで、一貫した効果的な支援を身近な場所で受けることができるよう、地域における支援体制の構築を図ります。

施策体系

教育・療育環境の整備と交流教育の推進（P.96～99）
（1）療育体制等の充実（P.96～97）
（2）多様な教育機会の提供・交流教育の充実（P.98～99）
（3）教職員の資質向上・教育内容の充実（P.99）

評価指標

項目	方向性	現状値 (H28)	目標値 (H34)
サポートファイルの配布数（累計） ダウンロードは除く	↗	474冊	1,000冊
保育所等訪問支援事業の利用者数 （1か月あたりの実利用人数）	↗	8人	34人
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所 及び放課後等デイサービス事業所の数	↗	0か所	各1か所

（ ）本計画は、平成35年度までの6年間を計画期間としていますが、評価指標については、第5次川西市総合計画後期基本計画や第5期川西市地域福祉計画との調和を図る観点から、平成34年度時点の目標値を設定しています。